

# 〔宿泊型自立訓練〕

## ○ 対象者

自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者であって、地域生活への移行に向けて、一定期間、宿泊によって帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練が必要な者(具体的には次のような例)

- ① 特別支援学校を卒業してた者であって、ひとり暮らしを目指して、更なる生活能力の向上を図ろうとしている者
- ② 精神科病院を退院後、地域での日中活動が継続的に利用可能となった者であって、更なる生活能力の向上を図ろうとしている者

## ○ サービス内容

- 居室等の設備を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるための訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施
- 必要に応じて、日中活動サービスの利用とあわせて支援
- 標準利用期間(24ヶ月、長期入院者等の場合は36ヶ月)内で、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施(1年ごとに利用継続の必要性について確認し、支給決定の更新も可能)

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1以上(1人は常勤)
- 生活支援員 10:1以上(1人は常勤)
- 地域移行支援員 1人以上

## ○ 報酬単価(令和3年4月～)

### ■ 基本報酬

標準利用期間中の場合 271単位、 標準利用期間を超える場合 164単位

### ■ 主な加算

#### 夜間支援等体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)

- (Ⅰ) 夜勤を配置し、利用者に対して夜間に介護等を行うための体制等を確保する場合 448単位～46単位
- (Ⅱ) 宿直を配置し、利用者に対して夜間に居室の巡回や緊急時の支援等を行うための体制等を確保する場合 149単位～15単位
- (Ⅲ) 夜間を通じて、利用者の緊急事態等に対応するための常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合 10単位

#### 精神障害者地域移行特別加算

精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施した場合 300単位

#### 強度行動障害者地域移行特別加算

障害者支援施設等に1年以上入所していた強度行動障害を有する者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施した場合 300単位

○ 事業所数 230(国保連令和4年12月実績)

○ 利用者数 2,958(国保連令和4年12月実績)

# 就労移行支援

## ○ 対象者

- 一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者

※ 休職者については、所定の要件を満たす場合に利用が可能であり、復職した場合に一般就労への移行者となる。

※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労移行支援の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能

## ○ サービス内容

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内での作業等を通じた就労に必要な訓練、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施
- 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場実習等によるサービスを組み合わせた支援を実施
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定  
※ 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員 } 6:1以上
- 生活支援員 }
- 就労支援員 → 15:1以上

## ○ 報酬単価(平成30年報酬改定以降、定員規模別に加え、就職後6月以上定着した割合が高いほど高い基本報酬)

### 基本報酬

<定員20人以下の場合>

就職後6月以上定着率	報酬区分	基本報酬
		5割以上
	4割以上5割未満	959単位/日
	3割以上4割未満	820単位/日
	2割以上3割未満	690単位/日
	1割以上2割未満	557単位/日
	0割超1割未満	507単位/日
	0	468単位/日

### 主な加算

移行準備支援体制加算 41単位

\* 施設外支援として職員が同行し、企業実習等の支援を行った場合

支援計画会議等実施加算 583単位

\* 支援計画の策定に当たり他機関を招いたケース会議を実施した場合

就労支援関係研修修了加算 6単位

\* 就労支援関係の研修修了者を就労支援員として配置した場合

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位

\* Ⅰ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合

\* Ⅱ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合

※ H30～資格保有者に公認心理師、作業療法士を追加

\* Ⅲ:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等

\* 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

※ 上表以外に、あん摩等養成事業所である場合の設定、定員に応じた設定あり(21人以上40人以下、41人以上60人以下、61人以上80人以下、81人以上)

○ 事業所数 2,989(国保連令和4年12月実績)

○ 利用者数 35,543(国保連令和4年12月実績)

# 就労継続支援A型

## ○ 対象者

- 通常の事業所に雇用される事が困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障害者
- ※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労継続支援A型の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能。

## ○ サービス内容

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
- 一定の範囲内で障害者以外の雇用が可能
- 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人からの事業実施が可能
- 利用期間の制限なし

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員  
生活支援員 } 10:1以上

## ○ 報酬単価(令和3年報酬改定以降、定員規模別、人員配置別に加え、算定されるスコアによって基本報酬を算定)

### 基本報酬

<定員20人以下、人員配置7.5:1の場合>

報酬区分	基本報酬
スコア	
170点以上	724単位/日
150点以上170点未満	692単位/日
130点以上150点未満	676単位/日
105点以上130点未満	655単位/日
80点以上105点未満	527単位/日
60点以上80点未満	413単位/日
60点未満	319単位/日

### 主な加算

賃金向上達成指導員配置加算	15~70単位/日
※ 定員規模に応じた設定	
就労移行支援体制加算	50~93単位/日
※ 定員、職員配置、基本報酬の報酬区分、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数に応じた設定 ※ R3~見直し	
就労移行連携加算	1,000単位(1回に限り)
※ 就労移行支援に移行した者について、連絡調整等を行うとともに、支援の状況等の情報を相談支援事業者に対して提供している場合に加算 ※ R3~新設	
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)	15、10、6単位
* Ⅰ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合	
* Ⅱ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合	
* Ⅲ:H30~資格保有者に公認心理師を追加	
* Ⅳ:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合	
食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等	
* 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能	

## ○ 事業所数

4,368 (国保連令和 4年 12月実績)

## ○ 利用者数

82,990 (国保連令和 4年 12月実績)

# 就労継続支援B型

## ○ 対象者

- 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者
- ① 企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
- ② 50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者
- ③ ①及び②に該当しない者であって、就労移行支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者

## ○ サービス内容

- 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援
- 平均工賃が工賃控除程度の水準(月額3,000円程度)を上回ることを事業者指定の要件とする
- 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表
- 利用期間の制限なし

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員  
生活支援員 } 10:1以上

## ○ 報酬単価(令和3年報酬改定以降、2種類の報酬体系)

### 基本報酬の体系(いずれかを選択)

(1)「平均工賃月額」に応じた報酬体系	
平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	702単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	672単位/日
3万円以上3.5万円未満	657単位/日
2.5万円以上3万円未満	643単位/日
2万円以上2.5万円未満	631単位/日
1.5万円以上2万円未満	611単位/日
1万円以上1.5万円未満	590単位/日
1万円未満	566単位/日

※ 定員20人以下 人員配置7.5:1の場合

### (2)「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系

定員	基本報酬
20人以下	556単位/日

【独自の加算】 ※ 人員配置7.5:1の場合

- 地域協働加算 30単位/日  
就労や生産活動の実施に、地域や地域住民と協働した取組を実施
- ピアサポート実施加算 100単位/月  
利用者に対し、一定の支援体制のもと、就労や生産活動等への参加等を受けた利用者に対し、当該支に、各月単位で所定

### (1)及び(2)共通の主な加算

就労移行支援体制加算	5~93単位/日
※ 基本報酬の区分等に応じ、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数にごとに加算	
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)	15、10、6単位
* Ⅰ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合	
* Ⅱ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合	
* Ⅲ:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合	
食事提供体制加算、送迎加算等	
* 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能	

## ○ 事業所数

16,003 (国保連令和 4年 12月実績)

## ○ 利用者数

322,414 (国保連令和 4年 12月実績)

# 就労定着支援

## ○ 対象者

■ 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により日常生活又は生活上の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者

## ○ サービス内容

- 障害者との相談を通じて日常生活面及び社会生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施
- 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面相当の支援
- 月1回以上は企業訪問を行うよう努める
- 利用期間は3年間(経過後は必要に応じて障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ)

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1
- 就労定着支援員 40:1 (常勤換算)

## ○ 報酬単価(令和元年10月～)利用者数規模別に加え、就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数)が高いほど高い基本報酬

### 基本報酬

<利用者数20人以下の場合>

就労定着率	基本報酬
9割5分以上	3,449単位/月
9割以上9割5分未満	3,285単位/月
8割以上9割未満	2,710単位/月
7割以上8割未満	2,176単位/月
5割以上7割未満	1,642単位/月
3割以上5割未満	1,395単位/月
3割未満	1,046単位/月

※ 利用者及び当該利用者が雇用されている事業主等に対し、支援内容を記載した「支援レポート」を月1回以上提供した場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、算定。

※ 上表以外に、利用者数に応じた設定あり(21人以上40人以下、41人以上)

### 主な加算

**職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算 120単位/月**  
※職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修を修了した者を就労定着支援員として配置している場合

**特別地域加算 240単位/月**  
※中山間地域等の居住する利用者に支援した場合

**初期加算 900単位/月(1回限り)**  
※ 一体的に運営する移行支援事業所等以外の事業所から利用者を受け入れた場合

**定着支援連携促進加算 579単位/月**  
※ 支援計画に係る関係機関を交えた会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間(最大3年間)を通じ、所定単位数を加算する。  
※ R3年新設

**就労定着実績体制加算 300単位/月**  
※ 就労定着支援利用終了者のうち、雇用された事業所に3年6月以上6年6月未満の期間継続して就労している者の割合が7割以上の事業所を評価する

※ 自立生活援助、自立訓練(生活訓練)との併給調整を行う。

※ 職場適応援助者に係る助成金との併給調整を行う。

## ○ 事業所数

1,533(国保連令和4年12月実績)

## ○ 利用者数

15,220(国保連令和4年12月実績)

# 自立生活援助

※平成30年4月～

## ○ 対象者

- ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で理解力や生活力等に不安がある者
- ② 現に、一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者
- ③ 障害、疾病等の家族と同居しており、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者

## ○ サービス内容

- 一定の期間(1年間※)にわたり、自立生活援助事業所の従業者が定期的な居宅訪問や随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。
- ※ 市町村審査会における個別審査を経て必要性が認められる場合は、更新可能

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 地域生活支援員1以上(25:1が標準)
- ※ サービス管理責任者と地域生活支援員の兼業は可能

## ○ 報酬単価(令和3年4月～)

### ■ 基本報酬

**自立生活援助サービス費(Ⅰ)**  
障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から退所等又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から1年以内の場合

- ・地域生活支援員30:1未満 [1,558単位]
- ・地域生活支援員30:1以上 [1,090単位]

**自立生活援助サービス費(Ⅱ)**  
(Ⅰ)以外の場合

- ・地域生活支援員30:1未満 [1,166単位]
- ・地域生活支援員30:1以上 [817単位]

### ■ 主な加算

**緊急時支援加算(Ⅰ)** ※地域生活支援拠点等の場合 +50単位/日  
緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅への訪問等による支援を行った場合 711単位/日

**緊急時支援加算(Ⅱ)**  
緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合 94単位/日

**居住支援連携体制加算**  
居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合 35単位/月  
**地域居住支援体制強化推進加算** ※月1回を限度  
居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合 500単位/回

**同行支援加算**

- 月2回まで 500単位/月
- 月3回 750単位/月
- 月4回以上 1,000単位/月

**ピアサポート体制加算**  
研修を修了したピアサポーター等を配置した場合 100単位/月

**日常生活支援情報提供加算** ※月1回を限度  
あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供を行った場合 100単位/回

## ○ 事業所数

290(国保連令和4年12月実績)

## ○ 利用者数

1,271(国保連令和4年12月実績)

## 共同生活援助(介護サービス包括型)

### ○ 対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)

### ○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

### ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 世話人 6:1以上(4:1~6:1)
- 生活支援員 障害支援区分に応じ 2.5:1 ~ 9:1以上

### ○ 報酬単価(令和3年4月~)

#### ■ 基本報酬

世話人4:1、障害支援区分6の場合 [667単位] ~ 世話人6:1、障害支援区分1以下の場合 [170単位]

#### ■ 主な加算

##### 夜間支援等体制加算(Ⅰ)~(Ⅲ) ※利用者5人の場合の例

- (Ⅰ)夜勤職員を配置する場合  
区分4以上:269単位 区分3:224単位 区分2以下:179単位
- (Ⅱ)宿直職員を配置する場合 90単位
- (Ⅲ)常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合 10単位

##### 夜間支援等体制加算(Ⅳ)~(Ⅵ) ※利用者15人以下の場合の例

- <(Ⅰ)の夜勤職員に加え事業所単位で以下の職員を追加配置する場合>
- (Ⅳ)夜勤職員を追加配置する場合 60単位
- (Ⅴ)夜勤職員(一部時間)を追加配置する場合 30単位
- (Ⅵ)宿直職員を追加配置する場合 30単位

##### 重度障害者支援加算

- (Ⅰ)区分6であつて重度障害者等包括支援の対象者に対して、従業者を 加配するとともに、一定の研修を修了した場合 360単位
- (Ⅱ)区分4以上の強度行動障害を有する者に対して、従業者を 加配するとともに、一定の研修を修了した場合 180単位

##### 日中支援加算

- (Ⅰ)高齢又は重度(65歳以上又は障害支援区分4以上)の利用者が住居の外で過ごすことが困難であるときに、当該利用者に対して日中支援を行った場合 539単位~270単位
- (Ⅱ)利用者が心身の状況等により日中活動サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対し、日中に支援を行った場合 539単位~135単位

##### 医療的ケア対応支援加算

- 医療的ケアが必要な者に対する支援について看護職員を配置する場合 120単位

##### 強度行動障害者体験利用加算

- 強度行動障害を有する者が地域移行のためにグループホームにおいて体験利用を行う場合であつて、一定の研修を修了した者を配置する場合 400単位

○ 事業所数 10,354(国保連令和4年12月実績)

○ 利用者数 142,323(国保連令和4年12月実績)

## 共同生活援助(外部サービス利用型)

### ○ 対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)

### ○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談その他日常生活上の援助を実施
- 利用者の状態に応じて、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施(外部の居宅介護事業所に委託)
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

### ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
  - 世話人 6:1以上(当面は10:1以上)  
(4:1~6:1、10:1)
- ※介護の提供は受託居宅介護事業所が行う

### ○ 報酬単価(令和3年4月~)

#### ■ 基本報酬

世話人 4:1 [243単位] ~ 世話人10:1 [114単位]  
※利用者に対し受託居宅介護サービスを行った場合は、サービスに要する標準的な時間に応じて受託介護サービス費を併せて算定 [96単位~]

#### ■ 主な加算

##### 夜間支援等体制加算(Ⅰ)~(Ⅲ) ※利用者5人の場合の例

- (Ⅰ)夜勤職員を配置する場合  
区分4以上:269単位 区分3:224単位 区分2以下:179単位
- (Ⅱ)宿直職員を配置する場合 90単位
- (Ⅲ)常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合 10単位

##### 夜間支援等体制加算(Ⅳ)~(Ⅵ) ※利用者15人以下の場合の例

- <(Ⅰ)の夜勤職員に加え事業所単位で以下の職員を追加配置する場合>
- (Ⅳ)夜勤職員を追加配置する場合 60単位
- (Ⅴ)夜勤職員(一部時間)を追加配置する場合 30単位
- (Ⅵ)宿直職員を追加配置する場合 30単位

##### 日中支援加算

- (Ⅰ)高齢又は重度(65歳以上又は障害支援区分4以上)の利用者が、住居の外で過ごすことが困難であるときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合 539単位~270単位
- (Ⅱ)利用者が心身の状況等により日中活動サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対し、日中に支援を行った場合 539単位~135単位

##### 精神障害者地域移行特別加算

- 精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施した場合 300単位

○ 事業所数 1,240(国保連令和4年12月実績)

○ 利用者数 14,900(国保連令和4年12月実績)

# 共同生活援助(日中サービス支援型) ※平成30年4月～

## ○ 対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者)にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。

## ○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施(昼夜を通じて1人以上の職員を配置)
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施
- 短期入所(定員1～5人)を併設し、在宅で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 世話人 5:1以上(3:1～5:1)
- 生活支援員 障害支援区分に応じ 2.5:1～9:1以上

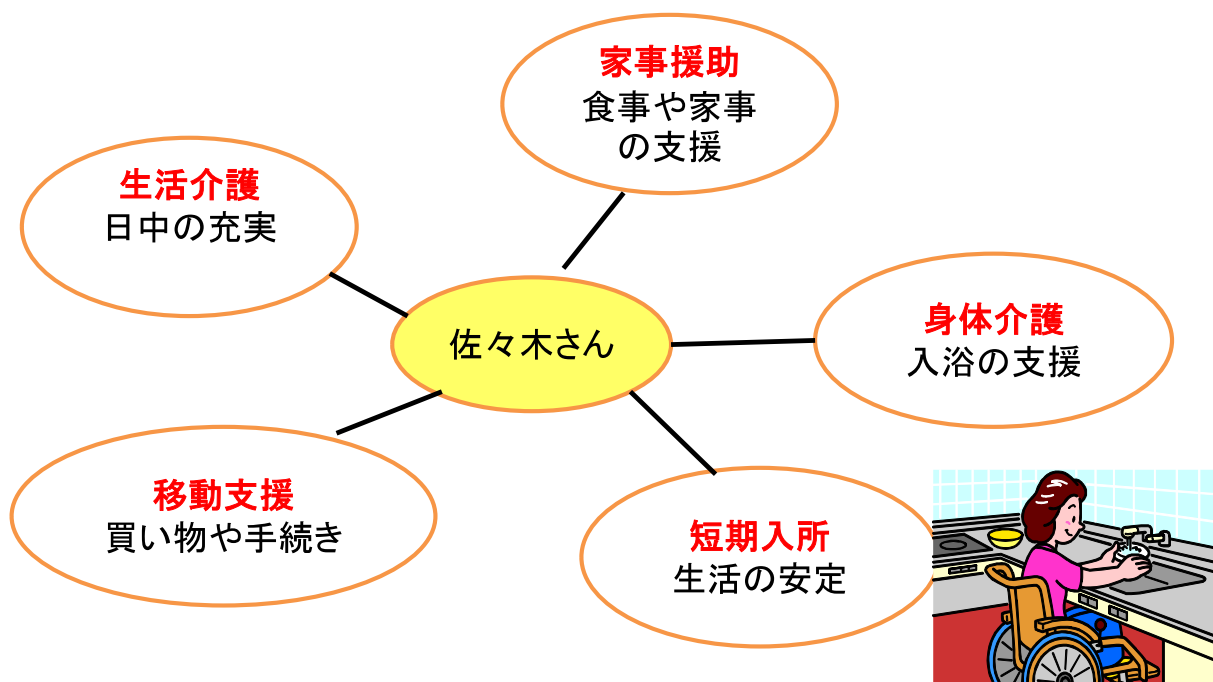
## ○ 報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬	
GHにおいて日中支援を実施した場合	世話人3:1、障害支援区分6 [1,105単位] ～ 世話人5:1、障害支援区分3 [528単位]
日中活動サービス事業所等を利用した場合	世話人3:1、障害支援区分6 [910単位] ～ 世話人5:1、障害支援区分1以下 [252単位]
} 1日毎に切替可	
■ 主な加算	
<b>夜勤職員加配加算</b> 基準で定める夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜間支援従事者を1以上追加で配置した場合 149単位	<b>医療的ケア対応支援加算</b> 医療的ケアが必要な者に対する支援について看護職員を配置する場合 120単位
<b>重度障害者支援加算</b> (Ⅰ)区分6であって重度障害者等包括支援の対象者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 360単位 (Ⅱ)区分4以上の強度行動障害を有する者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 180単位	<b>看護職員配置加算</b> 基準で定める従事者に加え、看護職員(看護師、准看護師、保健師)を常勤換算方法で1以上配置し、利用者の日常的な健康管理等を実施した場合 70単位
<b>精神障害者地域移行特別加算</b> 精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施した場合 300単位	<b>強度行動障害者体験利用加算</b> 強度行動障害を有する者が地域移行のためにグループホームにおいて体験利用を行う場合に、一定の研修を修了した者を配置する場合 400単位

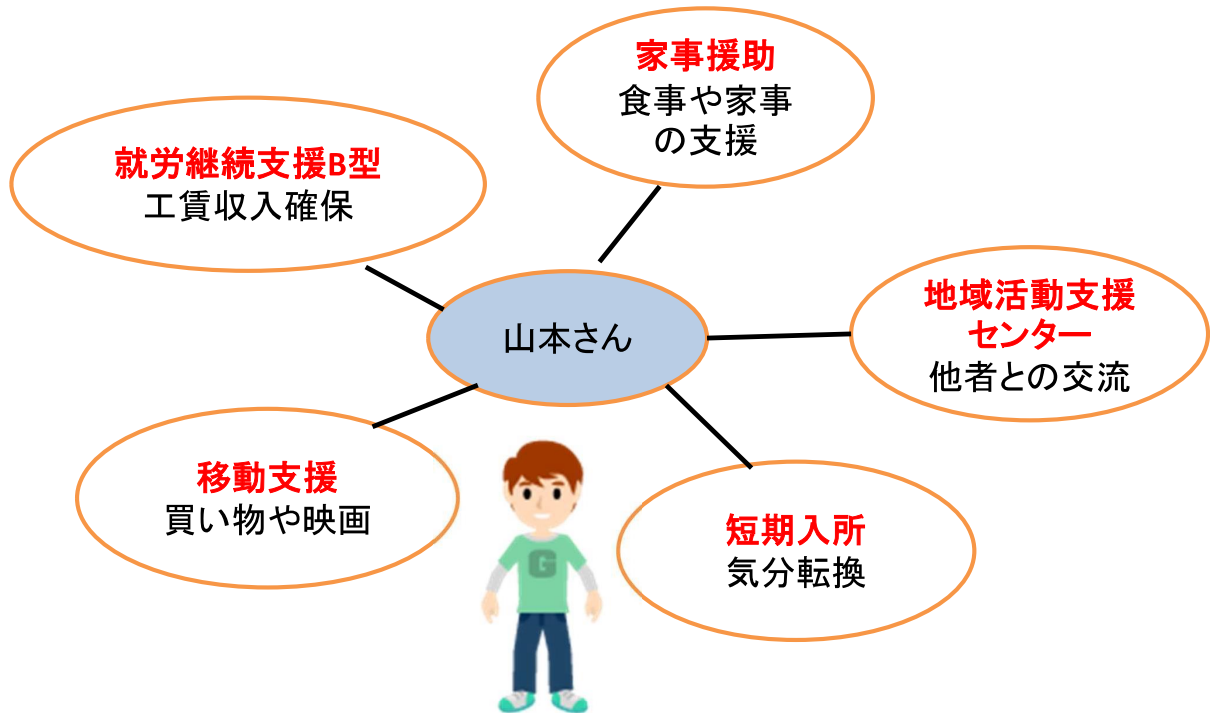
○ 事業所数 724(国保連令和4年12月実績)

○ 利用者数 10,242(国保連令和4年12月実績)

## 事例1: 障害者施設からアパートでの独居生活を送ることにした車いすの佐々木和子さん



## 事例2: 特別支援学校を卒業し、自分でお金を稼ぐ目標を立てた知的障害の山本美智雄さん



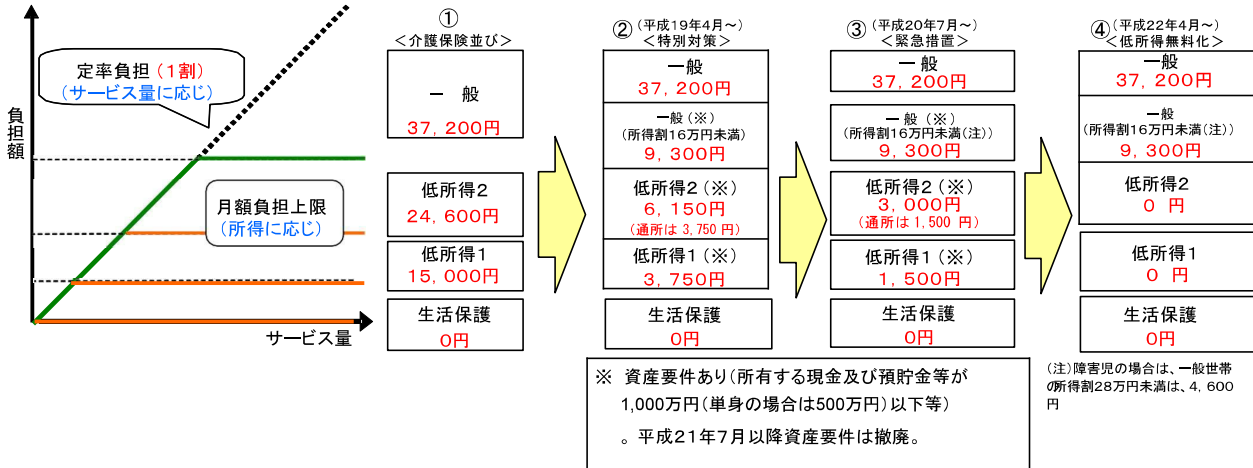
## 事例3: 精神科病院を退院し、グループホームでの生活をしながら就労を目指す精神障害の森田ひとみさん



# 利用者負担の変遷①

(居宅・通所サービスの場合【障害者・障害児】)

- ① 定率負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並び)
- ② 平成19年4月からの「特別対策」による負担軽減(①の限度額を軽減。平成20年度まで。)
- ③ 平成20年7月からの緊急措置(対象世帯の拡大とともに②の限度額を更に軽減。)
- ④ 平成22年4月から、低所得(市町村民税非課税)の利用者負担を無料化
- ⑤ 平成24年4月から法律上も応能負担となることが明確化(平成22年12月の議員立法による障害者自立支援法等の一部改正法により措置)
- ⑥ 令和元年10月から、3~5歳の障害児に対する児童発達支援等の利用者負担を無償化(全ての所得区分の世帯が対象)

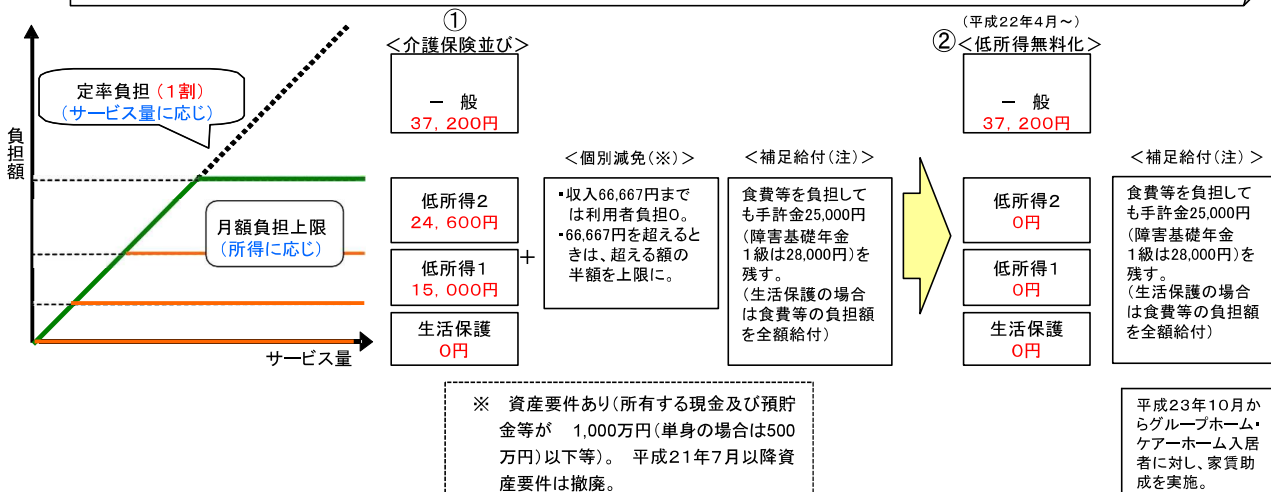


- (1) 一般：市町村民税課税世帯
  - (2) 低所得2：市町村民税非課税世帯((3)を除く)
  - (3) 低所得1：市町村民税非課税世帯であって、利用者本人(障害児の場合はその保護者)の年収が80万円以下の方
  - (4) 生活保護：生活保護世帯
- ・緊急措置により平成20年7月から障害者の負担限度額については、世帯全体ではなく「本人及び配偶者」のみの所得で判断

# 利用者負担の変遷②

(入所サービス等の場合【障害者】)

- ① 定率負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並び)更に、個別減免、補足給付(手元金制度)を実施。
- ② 平成22年4月から低所得(市町村民税非課税)の利用者負担を無料化。
- ③ 平成24年4月から法律上も応能負担となることが明確化(平成22年12月の議員立法による障害者自立支援法等の一部改正法により措置)

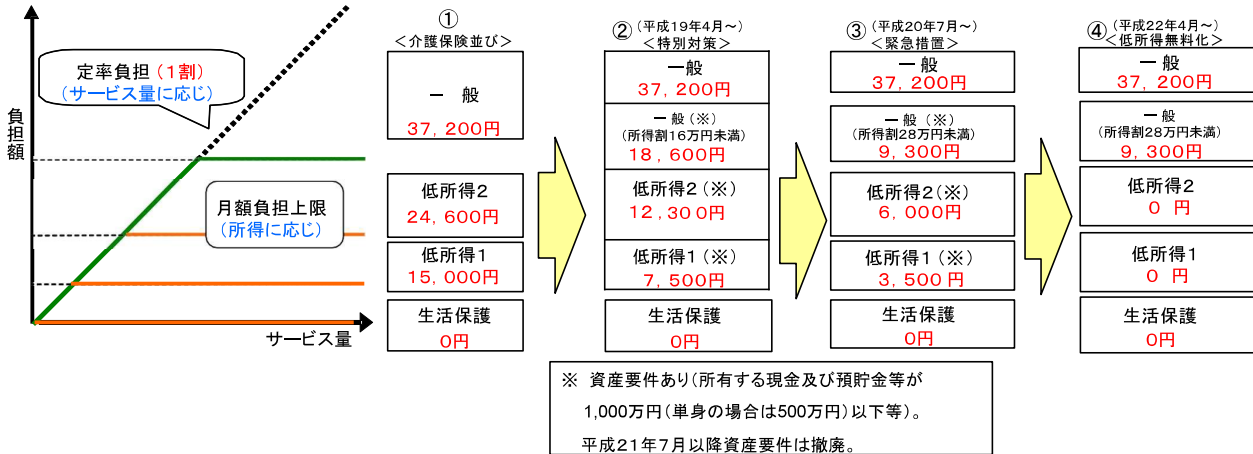


- (1) 一般：市町村民税課税世帯
  - (2) 低所得2：市町村民税非課税世帯((3)を除く)
  - (3) 低所得1：市町村民税非課税世帯であって、利用者本人の年収が80万円以下の方
  - (4) 生活保護：生活保護世帯
- ・緊急措置により平成20年7月から障害者の負担限度額については、世帯全体ではなく「本人及び配偶者」のみの所得で判断

# 利用者負担の変遷③

(入所サービスの場合【障害児】)

- ① 定率負担が過大なものにならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並び)
- ② 平成19年4月からの「特別対策」による負担軽減(①の限度額を軽減。平成20年度まで。)
- ③ 平成20年7月からの緊急措置(対象世帯の拡大とともに②の限度額を更に軽減。)
- ④ 平成22年4月から、低所得(市町村民税非課税)の利用者負担を無料化。
- ⑤ 平成24年4月から法律上も応能負担となることが明確化(平成22年12月の議員立法による障害者自立支援法等の一部改正法により措置)
- ⑥ 令和元年10月から、3~5歳の障害児に対する利用者負担を無償化(全ての所得区分の世帯が対象)



- (1) 一般: 市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2: 市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1: 市町村民税非課税世帯であって、保護者の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護: 生活保護世帯

## 介護保険制度と障害者制度

### 1. 介護保険制度

65歳以上の高齢者および40歳以上の該当する疾病の方は介護保険の対象者となり、申請により介護保険のサービスを受けることができる。利用者の費用は原則1割負担である。また、障害者でも介護保険の該当者は介護保険が優先となる。本人の都合で介護保険か障害福祉サービスを選択することはできない。

### 2. 障害福祉サービスの利用

次の方は障害福祉サービスを利用することができる。

#### ① 介護保険認定で非該当となった障害者

介護保険認定は要支援1~要介護5の7段階であるが、「非該当」と認定された場合には介護保険サービスを利用することができない。その場合には障害の調査を行い、障害支援区分の認定審査会を実施する。その結果でサービスを利用することができる。

#### ② 介護保険サービスに該当しないサービスが必要な障害者

訓練等給付の就労継続支援B型を利用している方が介護保険の該当者になった場合には、障害福祉サービスとして利用できる。ただし、65歳以上の場合には市町村の判断による。

#### ③ 介護保険のサービスでは支給量が足りない判断された障害者

居宅介護のサービスを受けているものが介護保険になったときに、介護度により使えるサービスの上限が決まっている。しかし、それだけでは本人に十分な支援ができない場合には障害福祉サービスを使うことができる。

#### ④ 障害福祉サービスの方が本人に適していると判断された場合

たとえば、生活介護を利用した方が65歳になり、通所介護サービスを使うこととなったが、近隣には本人に適した事業所がなく、本人にとって活動が著しく低下されると判断された場合には市町村の判断で障害福祉のサービスを継続することができる。



# 児童福祉サービス



社会福祉法人 桐友学園  
新福 麻由美

## 障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	障害児支援に係る給付	<b>児童発達支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	163,847	10,864
		<b>医療型児童発達支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う	1,666	87
		<b>放課後等デイサービス</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	311,372	19,556
訪問系	障害児支援に係る給付	<b>居宅訪問型児童発達支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	338	117
		<b>保育所等訪問支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	15,613	1,534
入所系	障害児支援に係る給付	<b>福祉型障害児入所施設</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,327	180
		<b>医療型障害児入所施設</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,741	198
相談支援系	相談支援に係る給付	<b>計画相談支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">者</span> <span style="color: blue;">児</span> 【サービス利用支援】 ・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・ サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ・ 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	232,366	9,823
		<b>障害児相談支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 【障害児利用援助】 ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	80,023	6,130
		<b>地域移行支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">者</span> 住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	587	318
		<b>地域定着支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">者</span> 常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	4,043	553

※ 障害児支援は、個別に利用の可否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない）※ 相談支援は、支援区分によらず利用の可否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注）1.表中の「●」は「障害者」、「●」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。2.利用者数及び施設・事業所数は、令和4年12月サービス提供分（国保連データ）

## 年齢に応じて変動する多様な関係機関

### 乳幼児期



保健所(保健センター)、医療機関、福祉事務所(家庭児童相談室)、子育て支援センター、児童相談所、保育所、幼稚園、児童館、**児童発達支援事業、児童発達支援センター、保育所等訪問支援、障害児入所施設、相談支援事業所、等**

### 学齢期



小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、教育相談所、教育委員会、医療機関、福祉事務所、児童相談所、療育機関、**児童発達支援センター、放課後等デイサービス、放課後児童クラブ、保育所等訪問支援、障害児入所施設、相談支援事業所、等**

### (学齢後期)



企業や障害福祉サービス等での実習や体験  
地域障害者職業センター、**ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所 等**

※H26年度サービス管理責任者等指導者養成研修・分野別講義資料(児童)P105を一部改編

## 障害児相談支援

○ **対象者**(障害児通所支援を利用するすべての障害児の保護者が対象となった。)

- 障害児通所支援の申請・変更申請に係る障害児(の保護者)

### ○ サービス内容

#### 【障害児支援利用援助】

- 障害児通所支援の申請に係る通所給付決定の前に障害児支援利用計画案を作成
- 通所給付決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画を作成

#### 【継続障害児支援利用援助】

- 障害児通所支援の利用状況等の検証(モニタリング)
- サービス事業者等との連絡調整、新たな通所給付決定等に係る申請の勧奨

## 児童発達支援

### ○ 対象者

- 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児

### ○ サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。